



I ヴァージニア州消費者データ保護法(CDPA)の概要
II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2021年
3月29日号

I. ヴァージニア州消費者データ保護法(CDPA)の概要

執筆者: 岩瀬 ひとみ、大塩 春佳

1 成立の背景等

2021年3月2日、米国ヴァージニア州において、包括的なプライバシー保護法である消費者データ保護法(Consumer Data Protection Act、以下「CDPA」)が、州知事による署名手続を経て成立した。同法の成立により、ヴァージニア州は、カリフォルニア州に続き、米国において包括的なプライバシー保護法制を有する2番目の州となった。

CDPAは、2023年1月1日から施行される予定である(59.1-581(4))。

2 CDPAの概要

CDPAは、全体を通してEU一般データ保護規則(GDPR)の影響を強く受けた内容となっているが、一方で、同じく2023年1月1日の施行が予定されているカリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)類似の規定も有している。以下、CDPAの概要につき解説する。

(1) 「個人データ」/「センシティブデータ」の定義

CDPAにおいて、「個人データ」とは、識別された又は識別可能な自然人に紐付けられた又は合理的に紐付けることが可能な情報をいうと定義されており、個人データに該当する具体的情報は例示されていない(59.1-571)。非識別化情報(識別された若しくは識別可能な自然人又は当該自然人に関連するデバイスに合理的に紐付けることができないデータ(59.1-571))及び公に利用可能な情報は、「個人データ」から除外されている(59.1-571)。

また、CDPAにおいて、「センシティブデータ」とは、①人種の・民族的起源、宗教上の信仰、精神的・身体的健康診断、性的指向、又は市民権・移民的状态を明らかにする個人データ、②自然人を一意的に識別することを目的とした遺伝的データ・バイオメトリックデータ、③子ども(13歳未満)と分かっている者から収集した個人データ、又は④正確な地理的位置情報をいうと定義されている(59.1-571)。消費者に関するセンシティブデータの処理には、消費者の同意(又は、消費者が児童である場合には連邦法であるChildren's Online Privacy Protection Actに従った処理)が必要となるとともに(59.1-574(A)(5))、管理者は、データ保護評価を実施し、かつこれを文書化しなければならない(59.1-576(A)(4))。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

(2) 「消費者」の定義

CDPAにおいて、「消費者」とは、個人又は世帯の文脈でのみ行動する、ヴァージニア州の住民である自然人をいうと定義されており、商業上又は雇用の文脈で行動する自然人は、「消費者」から除外されている(59.1-571)。従って、従業員等の個人データやB to Bの文脈で得た取引先担当者の個人データは、CDPAの対象からは外れることになる。

(3) 適用対象

CDPAは、以下の全ての要件を満たす者に適用される(59.1-572(A))。

- ① ヴァージニア州で事業を行っている、又はヴァージニア州の住民を対象に商品若しくはサービスを提供している。
- ② 以下のいずれかに該当する。
 - (i) 1年間に100,000人以上の消費者の個人データを管理又は処理している。
 - (ii) 25,000人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、かつ個人データの売却から50%超の総収益を得ている。

もともと、上記の要件を満たす場合であっても、金融機関、連邦法であるHealth Insurance Portability and Accountability Act of 1996(以下「HIPAA」)の適用対象となるエンティティ、非営利組織、高等教育機関等は、CDPAの適用対象から除外されている(59.1-572(B))。

また、上記の要件を満たす事業者によるデータ処理であっても、HIPAAの下で保護された健康情報等の一定の情報に加え、個人が、管理者・処理者・第三者に対して就職の応募を行い、これらの者によって雇用され、又はこれらの者の代理人若しくは独立契約者として活動する過程で処理・保管されるデータや、個人の緊急連絡先等に関するデータ処理については、CDPAの適用対象から除外されている(59.1-572(C))。

(4) 「売却」/「ターゲティング広告」目的の処理に係る規制

CDPAにおいて、「売却」とは、管理者が第三者と間で個人データを金銭的対価と交換することをいうと定義されており、以下の場合は「売却」から除外されている(59.1-571)。

- ① 管理者に代わって個人データを処理する処理者に対して個人データを開示する場合
- ② 消費者が要求した製品又はサービスを提供する目的で第三者に対して個人データを開示する場合
- ③ 管理者の関連会社に対して個人データを開示する場合
- ④ 消費者が、(i)マスメディアを通じて意図的に公衆に対して利用可能な状態に置き、かつ(ii)その公開先を特定の聴衆に限定しなかった情報を開示する場合
- ⑤ 合併、破産、その他第三者が管理者の資産の全部又は一部の支配を承継する取引の一部を構成する資産として個人データを第三者に対して開示又は移転する場合

また、CDPAにおいて、「ターゲティング広告」とは、消費者に対する広告表示であり、当該広告が、当該消費者の嗜好又は興味を予測する無関係のウェブサイト又はオンライン・アプリケーションを行き来する当該消費者の経時的な活動から取得された個人データに基づいて選択的に表示されるものをいうと定義されており、以下の場合は「ターゲティング広告」から除外されている(59.1-571)。

- ① 管理者自身のウェブサイト又はオンライン・アプリケーション内で行われた活動に基づく広告
- ② 消費者の現在の検索クエリ等の文脈に基づく広告
- ③ 消費者による情報又はフィードバックの要請に応えるために、当該消費者に対して直接行われる広告
- ④ 広告の実績・到達度・頻度を測定又は報告する目的のためだけに行われる個人データの処理

管理者が個人データを第三者に対して売却している場合、又はターゲティング広告目的で処理している場合には、消費者には

オプトアウト権が認められており(59.1-573(A)(5))、管理者は、プライバシーノティスにおいて、オプトアウト権の行使方法を明確かつ目立つ形で公開する必要があるとともに(59.1-574(D))、データ保護評価を実施し、かつこれを文書化しなければならない(59.1-576(A)(1)(2))。

(5) 比例原則及び利用目的による処理の制限

管理者は、開示された処理目的に照らして、適切で、関連性があり、かつ合理的に必要な範囲でのみ個人データを収集しなければならない(59.1-574(A)(1))。また、管理者は、消費者から同意を取得しない限り、開示された処理目的に合理的に必要なとも、合致するともいえない目的のために個人データを処理してはならない(59.1-574(A)(2))。

一方、GDPRとは異なり、個人データの処理には、適法性の根拠は要求されていない。

(6) プライバシーノティス

管理者は、消費者に対して、合理的にアクセス可能で、明確かつ意味のあるプライバシーノティスを提供しなければならず、当該プライバシーノティスには、以下の事項を含める必要がある(59.1-574(C))。

- ① 管理者が処理する個人データの種類
- ② 個人データの処理目的
- ③ 消費者による権利行使方法(消費者の要求に係る管理者の決定に対して不服申立を行う手続を含む)
- ④ (適用がある場合には)管理者が第三者に対して共有する個人データの種類
- ⑤ (適用がある場合には)管理者が個人データを共有する第三者の種類

上記①～⑤に加え、管理者が個人データを第三者に対して売却している場合、又はターゲティング広告目的で処理している場合には、当該処理及び消費者によるオプトアウト権の行使方法についても、明確かつ目立つ形で公開する必要がある(59.1-574(D))。また、上記③に関し、管理者は、消費者が通常管理者と関わる方法等を考慮して、1以上の安全かつ信頼できる権利行使方法を確立した上で、これをプライバシーノティスにおいて説明しなければならない(59.1-574(E))。

(7) 消費者の権利

消費者(及び消費者が子どもである場合にはその親権者)は、自身(及び自身の子ども)の個人データに関し、①アクセス権(自身の個人データが処理されているか否かを確認する権利を含む)、②訂正権、③削除権、④ポータビリティ権、⑤ターゲティング広告目的・売却目的・法的効果等をもたらす意思決定を促進するためのプロファイリング目的での処理に対するオプトアウト権を有する(59.1-573(A))。

管理者は、原則として、消費者からの権利行使に対し、45日以内(90日まで延長可能)に対応しなければならない(59.1-573(B)(1))。また、アクセス権の行使への対応として提供される情報は、消費者1人当たり年2回までは無料で提供されなければならない(59.1-573(B)(3))。加えて、消費者からの権利行使を拒絶する場合には、管理者は、消費者に対して、45日以内に当該決定の根拠及び当該決定に対して不服申立を行う方法に関する説明を通知する必要がある(59.1-573(B)(2))、消費者が不服申立を行った場合には、当該申立から60日以内に、とられた対応又は対応をとらなかった旨を書面により通知する必要がある(59.1-573(C))。管理者は、消費者による不服申立に対して対応をとらなかった場合には、消費者に対して、当局であるヴァージニア州司法長官に申立を行うための方法を提供しなければならない(59.1-573(C))。

(8) 処理者の義務及びデータ処理契約の締結

CDPA上、処理者には、①管理者からの指示に従う義務、及び②管理者への協力義務が課されている(59.1-575(A))。②には、消費者からの権利行使に対応する管理者への協力、管理者による個人データの処理に係る安全性の確保やデータブリーチ通知への協力、及び管理者によるデータ保護評価への協力が含まれる(59.1-575(A))。

また、処理者によるデータ処理手続を規律する管理者・処理者間のデータ処理契約の締結が必須であり、当該契約には、データ処理に係る指示、処理の性質・目的、データ主体の種類、処理期間、管理者・処理者の権利義務に加え、処理者に対して以下

の事項を義務付ける必要がある(59.1-575(B))。

- ① データの処理に関与する者がそれぞれ守秘義務に服している旨を確保すること
- ② サービスの提供終了時に、管理者の指示に従い、全ての個人データを削除又は管理者に対して返却すること(法令によって個人データの保持が要求されている場合を除く)
- ③ 管理者の合理的な要請に従い、処理者が CDPA 上の義務を遵守していることを証明するのに必要な全ての情報を管理者に対して利用可能にすること
- ④ 処理者が CDPA 上の自身の義務を履行するために整備したポリシー及び技術上・組織上の措置について、管理者(又は管理者が指定した評価者)による合理的な評価を許容し、かつこれに協力すること(管理者による評価に代わって、処理者自身が資格のある独立した評価者に当該評価を行わせることも可能)
- ⑤ 再処理者の関与にあたって、処理者の責任を免除することなく、かつ個人データに関する処理者の義務を遵守することを当該再処理者に要求する書面契約を締結すること

(9) その他の管理者の義務

管理者は、個人データの機密性・一体性・アクセスビリティを保護するための合理的な管理上・技術上・物理上のセキュリティ・プラクティスを確立・実施・維持する義務を負うとともに(59.1-574(A)(3))、CDPA 上の権利を行使したことを理由に消費者を差別しない義務を負う(59.1-574(A)(4))。また、管理者は、センシティブデータを処理する場合、個人データを売却する場合、及びターゲティング広告目的で個人データを処理する場合に加え、消費者に対して一定のリスクをもたらすことが合理的に見込まれるプロファイリングを目的とする個人データの処理や、消費者に対して危害をもたらす高度なリスクがある、個人データに関する処理活動を行う場合には、データ保護評価を実施し、かつこれを文書化しておく義務を負う(59.1-576(A)(3)(5))。加えて、CDPA は、非識別化データを処理する管理者に対して、非識別化データが自然人と関連付けられないことを確保するための合理的な措置をとること等一定の義務を課している(59.1-577)。

CDPA 上、ヴァージニア州外への個人データの移転について、特別な規制は設けられていない。個人データの移転については、当該移転が州外の第三者に対して行われるか、州内で完結するものであるかを問わず、「売却」に該当するか否かを検討する必要がある。

なお、CDPA には、個人データの漏えい等の事故発生時における当局やデータ主体への通知義務に関する規定は存在しないが、当該義務や当該義務の対象となる個人情報等については、[Code of Virginia § 18.2-186.6.\(Breach of personal information notification\)](#)において別途定められている点に留意する必要がある。

(10) エンフォースメント

CDPA を執行する権限は、司法長官にのみ与えられており(59.1-580(A))、クラスアクションを含め、消費者による私的訴権は CDPA 上は認められていない。

CDPA に違反した場合、司法長官は、まず違反者に対して、違反対象となった CDPA の具体的な条項を特定した書面通知を行う。違反者が当該通知から 30 日以内に違反を是正し、司法長官に対して、違反が是正された旨及び今後違反が生じない旨を記載した書面による明示的なステートメントを提供した場合には、当該違反者に対する執行は行われ(59.1-580(B))。一方で、違反者が当該通知から 30 日以内に違反を是正できなかった場合、又は上記のステートメントに違反した場合には、司法長官は、当該違反者に対して、違反行為の差止め及び 1 件の違反につき最大 7500 米ドルの民事罰を命じることができる(59.1-580(C))。

3 日本企業による CDPA 対応のポイントと今後の展望

上記(3)のとおり、ヴァージニア州の住民を対象としたビジネスを行っている日本企業は、CDPA の適用対象となる可能性があることから、個人データを管理・処理している消費者の人数等を確認し、自社が CDPA の適用スコープに入るか否かを検討する必要がある。CDPA の適用スコープに入る場合、データマッピングを行うなどして、センシティブデータの有無、「売却」に該当し得るデータ共有の有無、ターゲティング広告の利用状況等を確認することが考えられる。その上で、CDPA の要件を満たすプライバシーポリシーの作成、処理者との間のデータ処理契約の締結・改訂、個人データの保持や権利行使対応に関するプラクティスの見直し等の対応を行う必要があるが、これらは、施行規則の制定動向等を把握しつつ、進めていくことになると思われる。

今後は、Joint Commission on Technology and Science の議長が、関連するヴァージニア州政府機関、司法長官、10 万人以上の個人データを管理・処理する事業者の代表、及び消費者権利保護団体から構成されるワーキング・グループを組成し、当該ワーキング・グループが、CDPA の条項及びその施行に関する論点を精査する予定である(59.1-581(2))。CDPA の施行規則は、当該ワーキング・グループにおける発見事項や推奨事項をベースに策定されることが想定されているため(59.1-581(2))、今後もアップデートを注視する必要がある。

以上



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.iwase@nishimura.com

1997 年弁護士登録、2004 年ニューヨーク州弁護士登録。1994 年早稲田大学法学部卒業、2003 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスをを行う。

おおしお はるか
大塩 春佳

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.oshio@nishimura.com

2010 年東京大学法学部卒業、2012 年東京大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。国内外 M&A 案件、コーポレート案件に広く携わる。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、河合 優子、五十嵐 チカ、菊地 浩之、菅 悠人

1. 日本

2020 年 6 月 12 日に交付された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日が 2022 年 4 月 1 日に確定した。なお、法定刑の引上げについては、2021 年 12 月 12 日より施行されている。

2. 中国

2021 年 2 月に以下の各ガイドラインが公表され、意見募集手続に付されている。

- ・ 「情報安全技術 インスタントメッセージングサービスデータ安全ガイドライン(意見募集稿)」(2 月 3 日公表、4 月 3 日まで意見募集手続)
- ・ 「情報安全技術 速達物流サービスデータ安全ガイドライン(意見募集稿)」(2 月 3 日公表、4 月 3 日まで意見募集手続)
- ・ 「情報安全技術 オンラインショッピングサービスデータ安全ガイドライン(意見募集稿)」(2 月 24 日公表、4 月 24 日まで意見募集手続)
- ・ 「情報安全技術 オンライン決済サービスデータ安全ガイドライン(意見募集稿)」(2 月 24 日公表、4 月 24 日まで意見募集手続)
- ・ 「情報安全技術 オンライン音声動画サービス情報安全ガイドライン(意見募集稿)」(2 月 24 日公表、4 月 24 日まで意見募集手続)

3. アラブ首長国連邦(UAE)

アラブ首長国連邦(UAE)のうち、アブダビ首長国内に設けられたフリーゾーンのひとつである Abu Dhabi Global Market(以下「ADGM」という。)では、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020 年 12 月 23 日号](#)で紹介した経緯を経て、

新しいデータ保護規則(Data Protection Regulations 2021)が、2021年2月11日に[制定](#)、同月14日に[公表](#)された。ADGM内に既に参入している既存の主体には同日から起算して12ヶ月後、ADGM内に新規参入する主体には6ヶ月後から施行される。

2020年7月、ドバイ首長国内のフリーゾーンであるDIFC(Dubai International Financial Centre)における改正と同様、基本的にはGDPRに平仄を合わせるものとなっているが、独自の規定も設けられている。主な改正点は、以下の通りである。

- ・ ADGM内で事業を行うデータ管理者のデータ保護コミッショナー(the Commissioner of Data Protection)に対するデータ保護料(Data Protection Fee、[現在の運用](#)は、初回登録に300米ドル、登録更新に100米ドル)の支払義務の導入
- ・ データ保護責任者(Data Protection Officer)の設置義務の導入(データ保護責任者は、データ管理者又はデータ処理者の従業員である必要はなく、ADGMに居住している必要もない)
- ・ ハイリスク加工行為(High Risk Processing Activities)という概念の導入(同行為に該当する場合、データ管理者に保護影響評価義務が課せられる)
- ・ データ主体の要求に対する回答期限(原則2ヶ月であるが、1ヶ月間の延長もなされる)
- ・ 個人データ侵害の局面における、①72時間以内のデータ保護コミッショナーに対する報告義務及び②(個人の人権への重大な危機となる可能性がある場合に)データ主体への遅滞なき通知義務の導入
- ・ 人種・宗教・健康情報・前科等に関する個人データを加工する際の「適切な方針に関する文書(Appropriate Policy Document)」の作成義務の導入
- ・ データ侵害に対する罰金の2800万米ドルへの引上げ

4. イスラエル

①コロナワクチンの非接種者の情報を地元当局に健康省が共有できるようにする命令の改正及び②サイバー攻撃対策として国家の2機関に裁判所の許可のもと官民の組織のコンピュータシステムを操作(operate)する権限を与える草案が議論を呼んでいる。

5. トルコ

トルコの個人データ保護法におけるデータ管理者の登録(VERBIS)に関しては、登録期限が、企業の類型に応じて2020年6月、9月又は12月の末日に再延期されたが([当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2020年1月31日号](#))、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、直近では、全ての類型について一律に、登録期限が2021年12月末日まで延期されている。

トルコにおける個人データ保護の運用については、近時、例えば以下のような動向があった。

- ・ 2021年2月9日、トルコデータ保護委員会は、初めてクロスボーダーのデータ移動を許可した(第1号案件)。
- ・ 2021年2月11日、トルコデータ保護委員会が、将来の事案における先例となりうる12の決定を公表し、そのうちの一つの決定において、データ管理者とデータ処理者の区別基準が明確化された。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.iwase@nishimura.com

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a.matsumoto@nishimura.com

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社へ出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.kawai@nishimura.com

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、各国データ関連法制への対応、ライセンス、電子商取引、株主総会対応その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺情取扱協会監事。



いがらし ちか
五十嵐 チカ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
c.igarashi@nishimura.com

1997年弁護士登録、2007年ニューヨーク州弁護士登録、2020年米国 ACAMS 公認 AML スペシャリスト(CAMS)登録。2006年ボストン大学ロースクール卒業(LL.M.)、2006年国際連合本部執務。金融機関を含む企業のコンプライアンス、ガバナンス、リスク管理、マネー・ロンダリング対策、国内外の各種規制および当局対応ならびに紛争対応を中心とし、顧客情報やデータ保護に関する企業の体制構築や事案対応も幅広く手掛ける。



きくち ひろゆき
菊地 浩之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h.kikuchi@nishimura.com

ソフトウェア開発会社勤務を経て、2003年弁護士登録、2009年カリフォルニア州弁護士登録。1995年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2008年ジョージワシントン大学ロースクール卒業(IP LL.M.)。2008年から2009年までロープスアンドグレイ法律事務所(ニューヨークオフィス)にて研修。IT 関連(インターネットにおける新規ビジネス、システム開発案件等)、個人情報保護法制、各種知的財産権に関するライセンス、知的財産権等の譲渡、M&A 取引を中心に取り扱う。個人情報に関しては、国内外のクライアントに国をまたぐ個人情報の移転等を中心にアドバイスを継続的に提供。第一種情報処理技術者。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.suga@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特にEUにおける規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネススタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: <https://www.nishimura.com>